平成３１年度鳥海山・飛島ジオパーク　モニターツアー補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、平成３１年度鳥海山・飛島ジオパークのモニターツアー補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

　（交付目的）

第２条　鳥海山･飛島ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）は、鳥海山・飛島ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）の魅力を活用した旅行商品の開発とするため、ジオパークエリア内の見所を巡るモニターツアーを実施するものを支援する。

　（補助金の交付対象）

第３条　協議会は、前条の目的の達成に資するため、別表１第１欄に掲げる事業を行う同表第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２ 本補助金の額は、次のとおりとする。

　(1)　参加者（バス運転手その他スタッフを除く。以下同じ。）の数が１０名以上でツアーを実施したとき

　　　・ツアーの交通費、企画及び広報に要した経費（上限５万円）

　(2)　ツアー参加者が１０名に満たない場合、またはツアーを中止したとき

　　　・ツアーの企画及び広報に要した経費（上限５万円）

　　　ただし、１０名以上の参加者を確保できなかった理由を分析したレポートを鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会長（以下「協議会長」という。）に提出し、適正と認められる事を補助金交付の条件とする。

３　本補助金の交付は１事業者につき３ツアーを限度とする。ただし、冬季（１２月～２月）に実施するツアーを含む場合は４ツアーを限度とする。

　（補助金の交付申請）

第４条　本補助金の交付を受けようとする者は、様式第１号を協議会長に協議会長が別に定める日までに提出しなければならない。

　（補助金の交付の決定）

第５条　協議会長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

２　協議会長は、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

３　協議会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、様式第２号により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

　（補助事業者の責務）

第６条　補助事業者は、次の各号に掲げる内容を守らなければならない。

　(1)　ジオパーク、ツアー内容等に関するアンケートを実施し（アンケート内容は事前に協議会の承認を得ること）、実績報告時に集計結果を添付すること（個票も提出すること）。

　(2)　ツアーの開催に当たっては旅行業法（昭和27年法律第239号）その他関係法令を遵守すること。

　(3)　ツアーの参加者募集チラシ等にはジオパークのロゴマーク及び「このツアーは鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会の補助金を受けて実施しています」等の文言を入れること。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、交付決定（この項（次項において準用する場合も含む。）の規定による変更の承認を受けた場合にあっては、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業の内容の変更（補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合を除く。）及び補助金額の増額をしようとするときは、様式第３号を協議会長に提出しなければならない。

２　前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

３　協議会長は、前２項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を様式第４号により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、様式第５号を完了した日の翌日から３０日が経過した日までに協議会長に提出しなければならない。

（是正命令等）

第９条　協議会長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

２　補助事業者は、前項の措置が完了したときは、第８条の規定に従って実績報告をしなければならない。

　（額の確定）

第10条　協議会長は、補助事業の完了にかかる第８条及び前条第２項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第６号により当該補助事業者に通知するものとする。

２　協議会長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第７条第３項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

　（補助金の請求）

第11条　協議会長は、前条第１項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される様式第７号により補助金を交付する。

２　協議会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することがある。

（交付決定の取消し）

第12条 協議会長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 本補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

２ 協議会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を様式第８号により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 協議会長は、前条第１項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から１５日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

２ 協議会長は、第10条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から１５日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

３ 協議会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前２項の期限を延長することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（別表１）

|  |  |
| --- | --- |
| １ 補助対象事業 | ２ 補助事業者 |
| 以下の要件を全て満たすツアー | 民間団体、企業  （法人格の有無は問わない。ＮＰＯ法人 等が旅行業者、旅行代理店等とタイアッ プして実施してもよい。） |
| ①泊付きの行程とする場合、宿泊施設はジオパークエリア内とす ること（日帰りの行程も補助対象に認める）。 |
| ②ジオパークエリア内の別表２に定める見所を１カ所以上周遊すること（トイレ休憩等の短時間の滞在は認めない。なお旅程中に別表２に定める見所以外の観光地及びジオパークエリア外の観光地を入れることは認めるが、これらが主体となるツアー行程は認めない。 |
| ③ジオパークエリア内の地域の食材を使用した食事を１回以上とること。 |
| ④ジオパークエリア内の別表２に定める見所にて、ジオパークガイドを１回以上利用すること。 |
| ⑤マスメディア、インターネット等を通じて、広くジオパークエリア 内外から参加者を募ること（補助事業者の構成員、協賛者、会 員、従業員等にだけ募集をかけて実施することは認めない）。 |
| ⑥本補助金を受けて実施するツアーに対して、本補助金以外に 地方公共団体その他公的団体から補助金、助成金等を交付さ れていないこと（参加者から参加料を徴収することは認める）。 |
| ⑦次に該当する旅行ではないこと。  ・宗教活動、政治活動の一環としての旅行  ・企業の報奨、研修、誘致等の旅行  ・学校行事としての旅行 |
| ⑧最小催行人数を１０名以上として募集すること。 |

（別表２）

